

令和4年度調布市観光協会公衆無線LAN（Wi-Fi）

環境整備事業補助金 募集要領

■ 1 事業の目的

アフターコロナにおいて、外国人旅行者をはじめとする来訪者の利便性や回遊性を向上させることを目的に、スマートフォン等の情報通信機器を利用し、市内の観光・店舗情報などを無料で閲覧できるよう公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備を行う。

■ 2 補助対象事業者

施設を市内に所有し、又は運営する者

| 補助対象事業者 | 補助条件 |
|---------------------|-------------------------------|
| (1) 観光施設 | (1) 無料で利用できること。 |
| (2) 宿泊施設 | (2) 端末及び通信事業者の区別なく接続ができること。 |
| (3) 飲食施設（キッチンカーを含む） | (3) 店舗内に Wi-Fi 接続に関する掲示をすること。 |
| (4) 小売業を営む店舗 | (4) 店舗用 Wi-Fi であること。 |
| (5) 会長が必要と認める施設 | (5) 多言語表記に対応できること。 |

■ 3 補助対象事業

以下のいずれかの事業を対象とする。

- (1) 新規に店舗用の Wi-Fi を整備すること
※任意の Wi-Fi で結構です。
- (2) 既に Wi-Fi（非店舗用）を設置していて、店舗用 Wi-Fi に切り替えること
※観光協会指定の Wi-Fi になります。

■ 4 申請期間

令和4年12月26日（月）から令和5年3月24日（金）17時まで
（事業の完了は、令和5年3月29日（水）までとなります）

■ 5 申請方法

申請希望の方は、以下の担当に御一報いただいたうえで、期間内に、下記の書類を郵送してください。また申請時に事業の簡単なヒアリングを行いますので、御了承ください。

- (1) 補助金の交付申請書
- (2) 補助対象事業に係る見積書

■ 6 補助対象経費，補助金額及び補助方法

- (1) 新規に店舗用の Wi-Fi を整備する経費（設置費用など）
- (2) 既に Wi-Fi（非店舗用）を設置していて，店舗用 Wi-Fi に切り替える経費
上記に 3 万円を上限として補助する。（補助事業完了後の一括払い）

| 主な補助対象外経費 |
|-----------------------------|
| (1) Wi-Fi 機器のリース及びレンタルに係る経費 |
| (2) 既整備の Wi-Fi 機器の廃棄費 |
| (3) Wi-Fi 機器の維持管理費 |
| (4) 租税公課 |
| (5) 国庫補助，都補助，又は市補助の対象となった経費 |

※観光協会が補助金の交付決定をする以前に購入した機器や，着工した工事は補助対象となりませんので，御注意ください。

■ 7 スケジュール

- (1) 令和 4 年 1 2 月 2 6 日 申請書受付開始
※ 1 2 月 受理した申請書から随時交付決定
- (2) 令和 5 年 3 月 2 4 日 申請締切
- (3) 3 月 2 9 日 事業完了

※**申込金額が，予算額（18万円）に達した時点で，受付を締め切ります。**

■ 8 補助金申請に当たっての留意事項など

- (1) 消費税及び地方消費税は補助対象となりませんので，御注意ください。
- (2) 複数の施設を所有・運営している場合，施設ごとに補助を受けることができます。
- (3) 現地調査を実施する場合がありますので，御協力ください。
- (4) 事業の変更，中止等をする場合は，手続が必要となりますので，必ず御相談ください。
- (5) 補助事業者は，補助事業に係る経理について，その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し，交付年度終了後，5 年間保存しなければなりません。
- (6) この要領に定めるもののほか，調布市観光協会公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境整備事業補助金交付要綱に準ずるものとします。

【問合せ・申請先】

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

調布市観光協会（調布市生活文化スポーツ部 産業振興課内）担当 荻野・田口・猿渡

TEL 042-481-7183

FAX 042-481-7391

Email kankou@city.chofu.lg.jp

問合せ時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（土・日曜日，祝日を除く）